

消費生活センターを活用して

5月は消費者月間です。今年は「生かそう 消費者・生活者の視点」がテーマ。食肉偽装や食品の不正表示など、食の安全に関する問題や各種製品事故などが相次いで発生しています。また、高齢者を狙った悪質商法や架空請求などの消費者被害も後を絶ちません。消費者の皆さんも生活者の視点で安全安心への意識を更に高め、地域で高齢者や若者を見守る体制や環境を作りましょう。

被害を防ごう

消費生活センターでは消費者被害を防ぐため、次の事業や活動を行っています。

■相談や講座などの事業

●消費生活相談

悪質商法による被害や、商品の購入、サービスの利用に伴って事業者との間に生じたトラブルや疑問などについて、専門の相談員が問題解決のためのお手伝いをします。

●消費者講座

消費者問題の専門家を講師に招き分かりやすく講義をします。

●出前講座

消費生活啓発員や市職員が、地域や学校に出向き、悪質商法から身を守るための知識を寸劇などで分かりやすく説明します。

●くらしのセミナー

生活に役立つ知識を学ぶセミナーを3回連続で年2回開催。日程はその都度、本紙などでお知らせします。

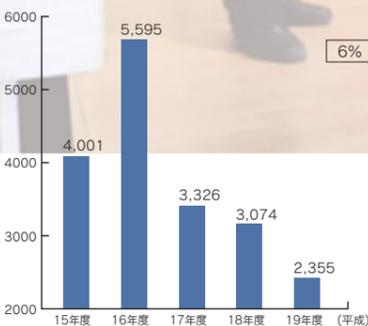
■相談内容

平成19年度に消費生活センターに寄せられた相

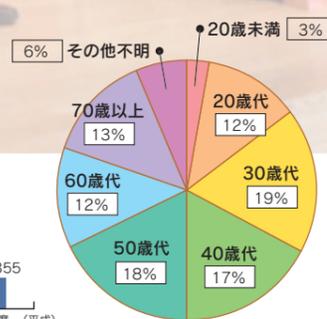


寸劇で悪質商法を分かりやすく

■年度別相談件数



■相談者年齢別割合



■商品・役務別相談件数

順位	主な商品・役務	件数
1	携帯電話の情報のトラブルなど	477
2	消費者ローン	361
3	具体的商品を特定できない相談	290
4	エステサービス・排水清掃など	153
5	学習・資格教材・新聞	137
6	消火器・節電電気浄水器	108
7	アパートの賃貸借、電話機のリース、レンタルビデオ	95
8	広告・結婚相手紹介・チラシ配り	88
9	食品の安全性	87
10	ソーラーシステム、床下換気扇	75



消費者の安全のために

消費生活啓発員の会
会長 小堀 幸子さん

今日、悪質商法によって高齢者らが次々に被害に遭っています。信じる心や思いやるやさしさを踏みこじる悪質な行為は絶対に許すことはできません。

わたしたち消費生活啓発員の会では、被害を未然に防ぐために寸劇を交えた出前講座や消費生活展などの活動を行っています。悪質商法を完全に追放するため、市と消費者をつなぐパイプ役として活動していきたいと思っています。

一人で悩まず相談を
■消費生活相談
相談時間＝午前9時～午後4時
(土日曜・祝日・年末年始を除く)
消費生活センター
千代田町二丁目5-5
シーズポート2階
☎230-1755



消費者の豆知識

無料と思い登録した
出会い系サイトから高額な請求が

【事例】携帯電話から懸賞サイトに応募した後、出会い系サイトから広告のメールが届くようになりました。「無料」とあったので、軽い気持ちで登録し利用したら、8万円が請求されました。支払う必要がありますか。

【回答】支払う必要はありません。
利用規約をよく読むと「利用料は無料だが登録は有料」「無料期間終了後は有料」と書いてある場合があります。しかし、画面の中に有料サービスとの表示が明確にない場合は、契約は成立していません。「支払わない場合は裁判を起こす」「自宅に取りに行く」とメールにあったとしても、携帯のアドレスから個人情報知られる事はありません。慌てて相手に連絡したり、請求されるままお金を支払ったりしないようにしましょう。

トラブルに遭わないようにするためには、安易にサイトにつなげない、利用する場合は事前に利用規約を読み、何が無料なのかを確認してから利用することが必要です。

の土台が腐って地震で家が倒壊する、耐震工事が必要」などと説明し、床下換気扇、耐震工事、屋根の修繕など次々に契約させるものです。

●還付金詐欺

振り込め詐欺の新手の手口。税務署や社会保険庁、市職員などを装い、税金や医療費などの還付金があります」と嘘の電話をかけてくる。コンビニや銀行の現金自動預払機（ＡＴＭ）コーナーに誘導。そこで携帯電話で操作を指示し現金を振り込ませるものです。

●深刻化する多重債務

消費者金融やカードローンなどから借金を繰り返すうちに多重債務に陥るケースが急増しています。安易に借金をしたり、返済のために借金をすることはやめましょう。もし収入の中で返済できなくなった場合は、直ちに弁護士会や司法書士会などに相談しましょう。

問い合わせは
消費生活センター ☎230-1755